

# 特定アクセス行為等実施計画の認可について

---

令和6年3月  
総務省 サイバーセキュリティ統括官室

- 今般NICTより提出のあった特定アクセス行為等実施計画案に関し、令和5年のNICT法改正及び令和6年2月の総務省令改正による記載事項の変更等に伴い、新たに記載された主なポイントは以下のとおり。

## 1. 実施期間の記載

- **実施期間（実施計画1関係）**

- 第5期中長期目標・計画の期間を踏まえ、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とする。

## 2. 電磁的記録作成業務の委託に伴う記載

- **特定アクセス行為等の実施体制（実施計画2.1関係）**

- 特定アクセス行為は、従来どおりNICTで実施するが、電磁的記録作成業務については、法令に基づき、実施計画2.3の基準及び手続を踏まえて業務委託を行う場合があることとする。

- **電磁的記録作成業務の委託先の選定基準（実施計画2.3関係）**

- 委託先は、NICTと同等程度の適切な情報セキュリティ管理や情報セキュリティ対策の実施、資本関係・役員の情報、委託事業従事者の所属・専門性・実績及び国籍に関する情報といった適格性の確保などに関する基準を満たすものとする。

- **委託先における情報の適正な取扱いを確保するための措置（実施計画5関係）**

- 電磁的記録作成業務を他の者に委託する場合の委託先においても、NICTにおける安全管理措置と同様の措置を講ずるものとすることに加え、受託者に対し、再委託を禁止するとともに、秘密保持義務等を課すものとする。
- 特定アクセス行為を行う区画・設備については、電磁的記録の作成を行う施設とも厳格に区別し、「特定アクセス行為に係る業務に従事する者」として提出した職員以外に当該区画への入室ができないようにする。また、電磁的記録の作成に用いる端末から特定アクセス行為に係る画面を参照できないよう、厳格に区別するものとする。

## 3. その他

- **緊急的に対処が必要な場合に特定アクセス行為に用いる識別符号（実施計画4.2関係）**

- 別添3以外の識別符号を利用した送信型対電気通信設備サイバー攻撃が発生し、電気通信役務の提供に重大な支障が生じるおそれがあり、緊急的に対処が必要な場合は、総務省と事前に調整の上、1か月の間に限り当該攻撃に利用されている識別符号を用いて調査を行うこととする。

- **特定アクセス行為等の実施に係る情報の公開（実施計画6.2関係）**

- 本業務の概要、本業務の実施によって判明した脆弱なIoT機器やサイバー攻撃の動向等の情報は、積極的に総務省と連携してNOTICEのWebサイト等に掲載することとし、本業務の実施における透明性を確保するよう努めることとする。

NICTが行うサイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器の調査について、①令和5年度末に時限を迎えるID・パスワードに脆弱性があるIoT機器の調査を、令和6年度以降も継続的に実施を可能とするとともに、②調査の対象を拡充するための規定を整備する。あわせて、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等を行う。

## 1. サイバーセキュリティ関連業務の規定の整備

〔国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正〕

### ① ID・パスワードに脆弱性があるIoT機器の調査の継続的な実施

- NICTが令和5年度末までに限り行うこととされているID・パスワードに脆弱性があるIoT機器の調査（特定アクセス行為）を、令和6年度以降も継続的に実施できることとする。

### ② 調査対象の拡充

- NICTが行うIoT機器の調査等に係る業務について、その対象を拡充※するとともに、総務大臣が、サイバーセキュリティ戦略本部から意見を聴取した上で、NICTの中長期目標の策定等をする旨を規定する。

※ID・パスワードに脆弱性があるIoT機器に加えて、脆弱性があるファームウェア等を搭載しているIoT機器、既にマルウェアに感染しているIoT機器を新たに対象とする。

## 2. 信用基金の清算及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等

〔国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正  
・特定通信・放送開発事業実施円滑化法  
(NICTの業務特例を規定)の廃止〕

- NICTの信用基金を清算し、これに伴い、NICTの関連業務及び当該基金に係る業務を規定する特定通信・放送開発事業実施円滑化法を廃止する。

施行期日：令和6年4月1日（一部の規定を除く。）